

第 1 3 回

総会議事録

日 時 令和3年6月14日（月）13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草薙 典美	運営委員
欠	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鏈水 豊	
欠	12	口下部 洋一	
欠	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
欠	14	小松 武	編集委員
欠	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
欠	17	工藤 篤	
欠	18	佐藤 幸悦	運営委員
欠	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第13回総会（定例）

日 時：令和3年6月14日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第13回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議 第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第63号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第65号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第4条の規定による許可について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

(8) 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和3年7月13日（火）

次回の委員調査について 令和3年7月 9日（金）

7 その他

（1）農地パトロール調査協力員の選出依頼について

（滝山・東沢・南山形・蔵王・本沢・大曽根・西山形・村木沢・楯山・高瀬・山寺）

（2）農地パトロールの説明会について

8 閉 会

第13回総会議事録

(令和3年6月14日(月) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 16名

欠席委員 8名

開 会 午後1時15分

事務局	開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数16名、欠席委員数8名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。
議長	(開会) 及び (あいさつ)
議長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、16番金子委員、22番伊藤委員にお願いし、書記に加藤主幹を任命します。 それでは、議事に入ります。 議第62号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は1ページ、議第62号農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。案件は2ページに記載した6件となります。 8号は、出羽地区漆山地内85㎡の畑について、隣接地の買い受けとなる案件であります。譲受人の伊豆田さんは、水稻・果樹など約84aを耕作する兼業農家であります。当該農地は先代から作業を委託されていたサクランボ畑であり、移転後も継続栽培されるものです。

	9号は、南山形地区松原地内21.6aの田について、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。関連案件としては30ページ農地法第18条第6項の19号・20号となります。当該農地の前の借受人の■■■■氏が、加療により耕作が難しくなったため、新たに■■■■氏が譲受人となるものでございます。 10号・11号は、同じ申請者で鈴川地区穂積399㎡の田については隣接地の買い受けを、鈴川地区浜崎地内約10.7aの田については、経営拡張に係る使用貸借権設定を行う案件であります。委員調査案件となっております。 12号は、市街化区域内である松波4丁目849㎡の田について、非営利活動法人が、賃借権設定を行う案件であります。委員調査案件となっております。 13号は、滝山地区岩波地内の畑約12.6aについて、農地所有適格化法人の経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。借受人である■■■■は、平成26年に認定農業者になり、現在、水稻・サクランボ・ぶどうなど約1.5haを栽培しております。今回の農地には大粒系のブドウを新植する予定です。以上の6件につきまして、許可相当と考えております。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 10号、11号について20番推名委員から報告をお願いします。
推 名 委 員	20番推名です。申請地は記載のとおりです。権利の種類10号は、隣接農地の買い受け、11号は経営拡張による使用貸借権の設定になります。譲受人及び借受人は、■■■■歳で現在は妻と2人で農業を主に営んでいる方で、本人は、年間200日、妻は60日間農業に従事しております。使用目的は稲作です。現在の営農状況は田が1,598㎡、畑が401㎡で合わせて約2反歩、農業機械の所有状況は、育苗機、トラクター、耕耘機、動噴、草刈機、コンバイン、軽トラック並びに乾燥機を所有しており、現在は、知人に田植えのみ年間■■■■円で作業委託をしているようです。10号は1反歩あたり■■■■円で総額■■■■円、11号の借地料は、借受人の義理の兄が所有していることから使用貸借で、契約期間は5年間になります。通作距離は10号については、自宅から0.5km車で3分、11号については、1.5km車で5分のところになります。10号につい

	ては、譲渡人が体調不良で耕作が難しくなり、■■■■さんの所有農地に隣接する今対象地をこれまでも頼まれて耕作してきた。このたび野呂川の河川改修工事に伴い自作地と今対象地が一部買収されたため、経営面積維持のため残地を譲り受けることにした。11号は、借受人の■■■■さんの姉の夫の所有農地であるが高齢のため耕作が困難になったことから一部を借り受けるものである。■■■■さんも■■■■歳と高齢であるが現在、県外にいる武田さんの息子さんが、単身赴任で山形に勤務しており、休みの時は農業を手伝っている。6年後定年を機に、Uターンして農業後継者となる予定である。以上調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議 長	続いて、12号について21番森田委員から報告をお願いします。
森 田 委 員	21番森田です。申請地は、議案書記載のとおりです。賃借権の設定、農地法第3条例外規定による一般法人の農業参入になります。借人は東山形一丁目5番16号 特定非営利活動法人 輝きネットワーク 理事長 白井美穂。借人は平成19年1月17日に法人を設立し山形県内の障がい者自立支援のため、職業訓練や雇用機会の提供等を行っている法人です。最近では雇用であるパソコン作業の受託事業の低迷により障がい者の就労の機会が減少していることから、県の農福連携事業参加で取り組んできた農作業受託及び事業協力農家より仕入れた野菜のインターネット販売経験を活かし、自分達で蔬菜栽培と販売事業を計画しております。そこで新たに農地を借り入れ、農業経営を行うためにこのたびの申請に至っております。今申請は、比較的重度の障がい者に職業訓練等を行う「就労継続支援B型事業」実施のため農地を借り受けるものであり、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当する特例にあたり、下限面積要件が除外される案件と判断されます。契約期間は5年で賃借料は■■■■円、10a当たり■■■■円です。農業機械等については、軽トラック、耕耘機、噴霧器を職員から借り入れる予定で通作距離は事務所より450mで徒歩6分、根菜類を中心に蔬菜の栽培。圃場管理者・農業従事職員として、事業所職員5名のうち農作業経験者3名が常時農作業に従事します。利用者については、定員20名のうち当面の間は農作業受託事業で作業経験がある5名を予定し、他の利用者には収穫物の処理や袋詰め作業に関わってもらう予定。申請地が田で水捌けが悪いため、まずは土づくりをして秋野菜の植栽から始めるようにと元JA職員の営農指導者からのアド

	バイスを受け、許可後は土づくりの傍ら、すぐ植え付け可能な一部分に里芋の植栽を予定しているようです。収穫物については、現在、農福連携事業協力農家より仕入れた野菜のセット販売を行っている楽天市場への出荷を予定しており、売上げのうち必要経費を除いた全額を利用者への工賃として支払う予定となっています。貸し人も高齢であり数年間不作付け地にもなっており遊休農地解消にもつながるものと思われます。以上調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
高 橋 委 員	3番高橋です。10・11号案件がなぜ委員調査案件なのか。
事 務 局	賃借権・使用貸借権設定については、認定農業者等営農が確実に行われる場合を除いては委員調査案件となっており、今回については、11号は使用貸借権設定であり、経営面積が小さいことや不安定な部分もあったことから10号案件も併せて委員調査をお願いしたところ です。 (高橋委員了承)
高 橋 委 員	9号案件は、経営拡張で11号案件も同じく経営拡張で使用貸借権設定とあるが、同じ経営拡張でどう違うのか。9号は所有権移転ということか。
事 務 局	そのとおりでございます。これまでも賃借権・使用貸借権設定については、記載してきましたが、9号案件は、所有権移転による売買になりますので、記載がございません。
高 橋 委 員	10号案件には、議案書上「隣接地の買受」と記載があるが売買が終わってしまったのか。
事 務 局	農地法第3条についてはすべて許可後に権利移動になりますので、売買予定になります。標記の仕方について、所有権移転の案件についても標記した方がよいのであれば、今後の検討とさせていただきます。

議	長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。議第62号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第62号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議	長	次に進みます。 議第63号農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は3ページ、議第63号農地法第4条の規定による許可申請についてお願いします。案件は4ページの1件となります。位置図は5ページになります。2号の申請地は、山形中央インター産業団地から東へ100mほどに位置する、下樫沢地内の畑81㎡であります。転用目的は、敷地拡張による駐車場の新設です。2種農地と判断しております。申請者は当該農地に隣接する住宅に居住しており、お子さんも車を所有するようになり、駐車スペースが不足していることから、ご自身の農地を活用しようとするものです。許可相当と考えております。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですのでお諮りします。 議第63号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議	長	次に進みます。 議第64号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。

事 務 局	議案書は6ページ、議第64号農地法第5条の規定による許可申請についてお願いします。案件は7ページから8ページまでの7件となります。 位置図は9ページからになります。9ページをお願いします。 8号の申請地は、南沼原小学校の北西800mほどに位置する、南沼原地区飯沢の田330㎡であります。転用目的は、市内管工事業者(株)ユニバーサルライフの資材置場として一時転用するものです。1種農地と判断しております。借人はこの度、山形市上下水道部の污水管整備工事を受注したことから、当該農地の借り受けを申請したものです。 次に10ページをお願いします。 9号の申請地は、国立山形病院の北西900mほどに位置する、金井地区内表字月山前の畑350㎡であります。転用目的は、兼業農家による駐車場及び資材置場の設置です。2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の西側に居住する兼業農家で、出入り口が国道に面しており、車両の出入りに不便をきたしていることから、通りの少ない裏道に面した、当該農地を確保するものです。 次に11ページをお願いします。 10号の申請地は、大郷地区船町字メ張の畑5筆約11.4aであります。譲受人は市内土木工事業者で、委員調査案件となっております。 次に12ページをお願いします。 11号の申請地は、老人ホームながまち荘の北西300mほどに位置する、千歳地区長町字向河原の田300㎡であります。転用目的は、市内土木工事業者(株)鏡建設による仮設事務所及び駐車場設置の設置に係る一時転用です。農振農用地であります。借受人は、この度、公共工事県道の道路側溝工事を受注したことから、今年9月末まで当該農地の利用を申請したものです。 次に13ページをお願いします。 12号の申請地は、蔵王半郷字八森の畑4筆986㎡であります。譲受人は市内医療法人で、委員調査案件となっております。 次に14ページをお願いします。 13号の申請地は、金井小学校の西550mほどに位置する、金井地区東志戸田の畑453㎡であります。転用目的は、一般住宅の建築です。1種農地と判断しております。譲受人は、市内在住の3人家族の会社員で、実家に近く子育てに適した環境の当該地に住宅を新築したいと考え、当該農地の転用を申請したものです。
-------	---

議 長	次に15ページをお願いします。 14号の申請地は、千歳地区落合町字小河向の田畑5筆約52.6aであります。譲受人は天童の不動産業(株)須藤不動産で、委員調査案件となっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 10号について21番 森田 委員から報告をお願いします。
森 田 委 員	21番森田です。申請人は、山形市大字船町1080 タカラ重機株式会社 代表取締役 青木馨 転用目的は、駐車場です。 申請人は申請地の隣接地において、土木建設業等を営む法人です。事業拡大に伴い従業員も増え、駐車スペースが慢性的に不足している状況にあったことから、業務に使用する大型重機等の稼働にも支障をきたしていた。この度、大型重機用の駐車場の確保を計画し、複数用地を検討した結果、当該地所有者の承諾を得られたため申請に至る。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。申請地は、山形市動物愛護センターから西へ約110mに位置する農地で、10ha未満の小集団農地であることから2種農地と判断しております。汚水・生活雑排水はなく、雨水は地下浸透、土地改良区は区域外となります。土地取得費は、XXXXXXXXXX円併用地込み、1㎡あたり約XXXXXX円、坪当たり約XXXXXX円、土地造成費は、XXXXXX円、鉄板敷き等XXXXXX円となっております。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長 推 名 委 員	次に、12号について20番 推名 委員から報告をお願いします。 20番推名です。申請人は、山形市十日町三丁目6-48 医療法人 横山厚生会 理事長 横山智之 転用目的は、敷地拡張して校舎の増築となります。申請地の隣接地において、看護学校を運営しており、令和5年度からの新学科設置に伴い、施設の整備を計画した。検討の結果、各授業や実習の効率、移動等の負担を考慮し、既存敷地を拡張しての増築が生徒の受講環境にとって最良であると判断し申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。申請地は、山形市蔵王コミュニティセンターから北西へ約230mに位置する農地です。10ha未満の小集団農地であることから2種農地と判断

	しております。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽、雨水は、地下浸透、土地改良区は区域外となります。土地取得費は、 円、1㎡あたり約 円、坪当たり約 円、土地造成費は、 円、建築費は、 円です。増築する建物の建築面積は約354㎡、延べ床面積約760㎡、鉄筋3階建てになります。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、14号について21番 森田委員から報告をお願いします。
森 田 委 員	21番森田です。申請人は、天童市芳賀タウン北三丁目2-11 株式会社 須藤不動産 代表取締役 須藤芳男 転用目的は、建築条件付き24区画の宅地分譲になります。 申請人は、天童市で不動産業を営む法人であり、事業収益を図るため宅地分譲を計画しました。当該地は、大型ショッピングセンターやホームセンター等が近隣にあり、幹線道路にも近接するなど、利便性の高い場所である。また、学校も近距離にあることから住宅用地として高い需要が見込めると判断し申請に至る。第2種農地であり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。申請地は、山形国際交流プラザより南西へ約290mの場所に位置する農地で、市街化区域に近接する農地であることから2種農地と判断しております。汚水・生活雑排水は、公共下水道、雨水は、宅地は地下浸透、開発道路は、新設側溝から既存市道側溝へ接続します。土地改良区は区域外となります。土地取得費は、 円、1㎡あたり約 円、坪当たり約 円併用地込みとなっております。土地造成費は、 円、建築費は、 円 1棟当たりの売買価格は土地が約 円、建物は 円から 円で4パターンを予定しているようです 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
長 澤 委 員	14号案件、15ページの案内図上の申請区域内にビニールハウ

森 田 委 員	スのようなものが見えるが。 現在もアーチが22mm、間口4.25mのビニールハウスが5棟建っている。充分使えるようではあったが、4年ぐらい耕作は行っていないとの近所の方のお話であった。 (長澤委員了承)
議 長	他にございますか。
草 薊 委 員	8番草薊です。14号案件で建築条件付き宅地分譲の許可申請の場合において、過去に同様の許可を得ている場合は、既に許可を受けている案件が、住宅建築後、過半数以上が売却されていないと許可できないような条件を附していたように思うが。今年2月に申請の株式会社須藤不動産の関連会社である須藤ホールディングス株式会社が29区画で同様の許可を得ている。関連会社の扱いも含めてお聞きしたい。
事 務 局	建築条件付き宅地分譲については、許可より概ね1年以内に事業を完了する取り扱い通知が示されている。他事業者からの問い合わせで「過半数以上が建っていないから申請受け付けできないのか。」等の質問をいただいたこともあるが、過半数以上が売却されていないと許可できないという明確な基準はなく、事業を確実に達成できるかどうかで判断していただくことになる。
草 薊 委 員	開発事業者の資力等を勘案して宅地として売買される見込みがあるかを判断する必要があると思う。業者の中には、過半以上が売れていないと次の案件に着手できないと理解している業者が多いのではないか。これまでの委員調査での取り扱い状況はどうか。
事 務 局	委員調査の中でも、過去の許可状況、現在の進捗状況を確認していただいている。また、資力で十分にやれるかだけでなく、事業の継続・確実性という意味で過去に指導を受け、現在も指導中であれば改善したのち申請するよう話をするようになります。
草 薊 委 員	建築条件付き宅地分譲は、新しい転用案件であり明確な取り扱い基準が今後必要になるのではないかとと思うのですが。

事 務 局	建築条件付売買予定地という新しい考え方の中で、農林水産省通知が国土交通省を介して宅建協会等へ通知が出されています。事務局としても宅建協会へ出向き説明をさせてもらっている。農地法上で宅地分譲が認められたわけではなく、従来の建売分譲との違いは許可後概ね3ヶ月以内に建築することを条件に土地の売買が成立した場合は、お客様のニーズに合った建築に変えることが出来るもので、契約に至らなかった場合は、従来の建売分譲のように転用事業者が当初計画どおりに概ね1年以内に建てて販売することは変わっていない。この取り扱いについては、山形市においてはかなり浸透してきていると思われます。
草 薙 委 員	昨年許可した須藤ホールディングス株式会社（持ち株会社）の分譲については、販売が行われていないが問題ないということですのでよろしいですね。
事 務 局	あくまで申請事業者は、その事業者ではないため、今回の転用事業者より進捗状況等を確認しながら進めており、問題ないと判断しております。
議 長	取り扱い基準等については、今後、運営委員会等でこれまでの事案や他市の状況などを参考にしながら、もう少し議論し整理をしていく方向で進めたいと思います。
議 長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。 議第64号について、許可することに異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	全員異議なしと認め、第64号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第65号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は16ページ、議第65号農地法施行規則第17条第2項

議 長	の規定に基づく農地等の指定についてお願いします。案件は17ページの1件となります。 位置図は18ページとなります。18ページをご覧ください。 1号の申出地は、陶磁器製造高瀬焼の北50mほどに位置する、高瀬切畑地内の畑6筆について、山形市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の下限面積を0.1aとする区域指定の申出であります。委員調査案件となっております。 ご審議の程、よろしくお願いします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 1号案件について、20番 推名 委員から報告をお願いします。
推 名 委 員	20番推名です。申請地は、議案書記載のとおりです。申出人 XXXXXXXXXX は、実母の死亡に伴い令和2年4月に空き家となった住宅と共に申請農地を相続しました。申出人は、天童市内で果樹栽培を家族でおこなっているため、更に山形まで通っての営農は不可能であり管理も難しい状況とのことで、この度、申出人が住宅と共に当該農地の売却を希望し、山形市空き家バンクに登録したため、当該地を「空き家等に付随する農地等」として申し出に至っております。農振農用地区域外となっております。申請地は、山形市空き家バンクに登録している空き家に付随する農地です。 位置図上の(D)(E)と(F)の間には別所有者の畑があるため地続きの農地ではありませんが、申出人所有地から目視できる範囲であり、付随農地に該当させて良いのではと考えています。また、間にある農地の別所有者は高齢のため経営拡大の意思はないとのことです。申請地は、申出人所有の宅地から西側奥に向かって続いており、空き家を取得する者が全て耕作することが効率的と考えられます。 申請地は既に遊休化して猿による被害も見受けられます。このまま放置すれば一層遊休化が進む恐れがあること、30a以下の経営面積となる小規模農業者が利用しても、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響がないことを確認しております。以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。 今後このような農地が増えてくると思われる。具体的に農地法施行規則第17条第2項についてもう少し詳しく教えて頂きたい。

事務局	遊休農地の解消や新規就農、農地の総合的利用の促進等を考えると今後弾力的に運用すべきと考えております。農地法第3条の中で下限面積を定めている。北海道は2ha、都道府県50aが下限面積となっている。これに到達しないと許可ができないとされているが、例外で農業委員会が定める別段の面積というものを平成30年度山形市においてもご審議いただき設定をさせていただいた。平成29年6月に村山市を参考に宅地の裏に接する農地で所有者以外に耕作が出来ないような農地は、一体で利用しないと耕作できない農地を別段面積の農地として指定できるとしております。これが農地法施行規則第17条第2項指定区域になります。農地の利用状況、将来の見通しからみて新規就農を促進するため、適当であると認められる面積になります。面積については0.1a以上の指定をしている。山形市はその1筆1筆ごと指定区域と指定しています。 指定される区域内に耕作目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当数存在する。いわゆる遊休農地またはその恐れがある農地とされています。2つ目にその指定区域のうち、また規模等からみて指定区域内において集積集約の50a未満の小面積の農地が増えることで、その周辺の指定区域における効率的な集積集約の妨げにならないとされています。 今回の場合においては、遊休農地であること。1筆1筆合わせても10a未満、周辺の集積集約にも影響を及ぼしているとも判断できない。よって2つの要件に合致していると考えられます。
遠藤会代	地元の鑑水委員が同地区ということで、議案書上の位置図と現場写真を照らし合わせながら、現況をお話しいただいてはどうか。
鑑水委員	(参考資料と議案書上の位置図について説明) 今回、後継者がおらず空き家バンクに登録させていただいた、切畑地区には今回のような宅地に付随した屋敷畑が多くある。宅地は買えるが、農地法第3条の要件に満たさず農地が買えない。農地を買う権利がないため、せっかくの空き家もいらないという状態になる。今後このようなケースは当地区に限らず増えてくる。空き家とセットで売れるようにしておくことが必要になってくると思われます。
議長	ただいまの説明に対し、他に皆さん質問・意見等ありませんか。

		無いようですのでお諮りします。 議第65号について、指定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第65号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決します。
議	長	次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事	務	報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書19ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容は20ページから23ページまでの11件です。 議案書24ページ、農地法第4条届出書の受理について内容は25ページの2件です。 議案書26ページ、農地法第5条届出書の受理について内容は27ページから28ページまでの7件です。 議案書29ページ、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について内容は30ページの10件です。 議案書31ページ、農地改良完了報告書の受理について内容は32ページの3件です。 議案書33ページ、農地法第4条の規定による許可について内容は34ページの1件です。 議案書35ページ、農地法第5条の規定による許可について内容は36・37ページの5件です。 議案書38ページ、農地法第5条の規定による許可の取消しについて内容は39ページの1件です。 報告事項は以上でございます。
議	長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事	務	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。次回の定例総会は、7月13日 火曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、7月9日金曜日の予定です。 調査委員は、22番伊藤委員、1番 安達委員にお願いしたいと思います。案件が多い場合は2番石川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議	長	次に7のその他について、事務局ございますか。
事	務	7 その他

議 長	(1) 農地パトロール調査協力員の選出依頼について 農地パトロールを実施するにあたって、記載の滝山、東沢、南山形、蔵王、本沢、大曾根、西山形、村木沢、楯山、高瀬、山寺に協力員を配置することとなります。 該当地区については、総会の案内とあわせて依頼文書を送付していますが、協力員への委嘱状交付、謝礼、保険加入の手続きがありますので6月30日（水）まで、担当の小笠原主幹に提出をお願いします。 (2) 農地パトロール説明会について 農地パトロールの実施にあたり、7月の定例総会には山寺を除く各地区から1名農業委員に出席いただき資料配布と簡単な説明をさせていただきますと考えております。 また、本日、出席の皆様には、パトロールで使用する地図の要否を確認するため、事務局控を配布させていただきました。 新しい地図が必要な場合は、現時点の農政課水田台帳システムを用いた同様の地図を作成させていただきたいと考えております。 地図を作成する際、事務局控を参考に地図の範囲を確認しながら作成する必要がありますので、事務局控は必ずお返しいただき、遅くとも7月下旬まで、担当の小笠原主幹または副担当の黒田主任に地図の要否や相談の連絡をお願いします。 他にありませんか。 何もないければ、これで第13回総会を終了します。ご苦労様でした。 (閉会午後2時43分)
-----	--